

## 令和4年度第11回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年2月10日（金）午後1時35分 から 午後2時40分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		24番	坂入	進

4、欠席委員 23番 瀬端 洋

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

- |     |    |   |   |
|-----|----|---|---|
| 議案第 | 54 | 号 | 農地法第3条の規定による許可について                                |
| 議案第 | 55 | 号 | 農地法第5条の規定による許可について                                |
| 議案第 | 56 | 号 | 現況確認証明（非農地証明）について                                 |
| 議案第 | 57 | 号 | 買受適格証明願（3条）について                                   |
| 議案第 | 58 | 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）       |
| 議案第 | 59 | 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について |
| 議案第 | 60 | 号 | 令和5年度農業労働力賃金標準額の提供について                            |
| 議案第 | 61 | 号 | 令和5年度賃借料情報の提供について                                 |

### 4、報告

- |     |    |   |                           |
|-----|----|---|---------------------------|
| 報告第 | 52 | 号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  |
| 報告第 | 53 | 号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  |
| 報告第 | 54 | 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 報告第 | 55 | 号 | 非農地判断について                 |

### 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整グループ主任	信田 啓太

## 7、会議の概要

議長

只今より、令和4年度第11回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、23番 瀬端委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、3番 栗島和子委員と4番 飯泉委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第54号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号11番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号11番は、12番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時37分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第54号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年2月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。議案書4ページをお願いします。

番号：11番、権利：所有権移転有償、所在：中上野字下谷添、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,058㎡、外5筆、合計6筆、合計面積：6,153㎡、譲渡人又は貸主：水戸市上国井町、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：80,518㎡、受人：878,838㎡、受人の労力総数及び稼働数、1、1。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号11番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹  
委員

7番、齊藤が11番をご報告します。

先月末、書類確認後に本人確認をいたしました。受人は、大規模な担い手農家であります。これらの土地は、受人が耕作している農地の間、間にあるもの

がほとんどで、購入することで分断されていたものが1枚となり効率よく作業ができるとのことでした。渡人も振興公社ですので許可相当と思われますが、更なる皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第54号、受付番号11番を採決いたします。

議案第54号、受付番号11番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第54号、受付番号11番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後1時40分 解除

つづいて、受付番号4番から10番、及び12番から24番について、事務局より説明願います。

事務局長  
板橋主任

それでは同じく、板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは、説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

番号1番、2番、3番は保留となります。

番号：4番、権利：所有権移転有償、所在：女方字向原、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積1,950㎡、譲渡人又は貸主：筑西市女方、譲受人又は借主：筑西市布川、経営面積、渡人：0㎡、受人：68,834㎡、受人の労力総数及び稼働数、3、3。

次のページをお願いします。

5番、所有権移転有償、飯島字村前、田、田、1,542㎡、筑西市飯島、筑西市飯島、2,308㎡、91,400㎡、2、2。

6番、所有権移転有償、飯島字本田、畑、畑、155㎡、外5筆、合計6筆、合計面積1,088㎡、筑西市飯島、筑西市飯島、2,493㎡、91,400㎡、2、2。

7番、所有権移転有償、布川字開、畑、畑、779㎡、外1筆、合計2筆、合計面積5,687㎡、東京都稲城市平尾、筑西市布川、5,687㎡、28,699㎡、4、2。

8番、所有権移転有償、木戸字磯山、畑、畑、792 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積1,230 m<sup>2</sup>、埼玉県春日部市備後西、筑西市下岡崎二丁目、1,230 m<sup>2</sup>、6,361 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

9番、所有権移転有償、宮後字権現前、田、田、788 m<sup>2</sup>、外3筆、合計4筆、合計面積5,979 m<sup>2</sup>、東京都練馬区桜台、筑西市宮後、5,979 m<sup>2</sup>、243,833.02 m<sup>2</sup>、3、3。

10番、所有権移転有償、宮後字下谷、田、田、3,596 m<sup>2</sup>、筑西市寺上野、筑西市宮後、1,048 m<sup>2</sup>、59,667 m<sup>2</sup>、3、1。

次のページをお願いします。

12番、所有権移転有償、井上字根下、田、田、1,015 m<sup>2</sup>、外3筆、合計4筆、合計面積3,922 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市辻、80,518 m<sup>2</sup>、424,036 m<sup>2</sup>、2、1。

13番、所有権移転有償、鷺島字中谷原、田、田、781 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積3,356 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市高津、80,518 m<sup>2</sup>、90,906 m<sup>2</sup>、2、2。

14番、所有権移転有償、築地字東浦、畑、畑、1,928 m<sup>2</sup>、外5筆、合計6筆、合計面積11,905 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市築地、80,518 m<sup>2</sup>、104,192 m<sup>2</sup>、3、3。

次のページをお願いします。

15番、所有権移転有償、横塚字堂東、畑、畑、850 m<sup>2</sup>、筑西市向川澄、筑西市向川澄、5,069 m<sup>2</sup>、18,774.93 m<sup>2</sup>、1、1。

16番、所有権移転有償、舟生字童子、畑、畑、2,280 m<sup>2</sup>、筑西市舟生、筑西市布川、5,494 m<sup>2</sup>、15,278 m<sup>2</sup>、2、1。

17番、所有権移転有償、舟生字童子、畑、畑、2,077 m<sup>2</sup>、筑西市舟生、筑西市布川、17,328 m<sup>2</sup>、15,278 m<sup>2</sup>、2、1。

18番、所有権移転有償、船玉字南原、畑、畑、132 m<sup>2</sup>、筑西市船玉、筑西市船玉、1,134 m<sup>2</sup>、4,869 m<sup>2</sup>、3、2。

次のページをお願いします。

19番、所有権移転無償、樋口字上野、田、田、519 m<sup>2</sup>、外9筆、合計10筆、合計面積19,485 m<sup>2</sup>、筑西市樋口、筑西市樋口、15,334 m<sup>2</sup>、15,334 m<sup>2</sup>、3、1。

20番、所有権移転有償、下平塚字平塚、畑、畑、251 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積689 m<sup>2</sup>、筑西市下平塚、筑西市下平塚、3,432 m<sup>2</sup>、4,601 m<sup>2</sup>、2、2。

21番、所有権移転有償、西方字西方、田、田、1,896 m<sup>2</sup>、筑西市西方、筑西市一本松、3,065 m<sup>2</sup>、447,939.20 m<sup>2</sup>、5、5。

次のページをお願いします。

22番、所有権移転有償、野殿字本田屋敷、畑、畑、372 m<sup>2</sup>、渡人が3名おります。筑西市下中山、岩手県盛岡市門、長野県北佐久郡軽井沢町、以上3名、筑西市野殿、4,244 m<sup>2</sup>、19,813 m<sup>2</sup>、2、2。

23番、所有権移転有償、嘉家佐和字宮西、畑、畑、1,014 m<sup>2</sup>、渡人が3名おります。筑西市下中山、岩手県盛岡市門、長野県北佐久郡軽井沢町、以上3名、

筑西市下野殿、4,244 m<sup>2</sup>、79,729 m<sup>2</sup>、2、2。

24 番、所有権移転有償、飯島字村西、田、田、945 m<sup>2</sup>、筑西市飯島、筑西市飯島、945 m<sup>2</sup>、91,400 m<sup>2</sup>、2、2。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を4番よりお願いします。

飯泉孝  
委 員

4番、飯泉です。

4番と7番を報告いたします。先月30日に書類審査を行い、後日、電話での聞き取りをしました。この4番と7番は、同じような案件でございまして、受人は、規模拡大をしたいとのことです。渡人は、どちらも今後、管理していくことが困難なため手離すことにしたとのことでございました。また7番の受人ですが、次男の方が農業をしたいとのことで規模拡大をしたいとのことでした。問題ないと思います。許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

5番をお願いします。

宮山繁治  
委 員

17番、宮山です。

私からは、3条の案件で、5番、6番、20番、24番の4件について説明します。5番と6番と24番は、受人が全て同じ方であり、個人経営ながら大規模農家であってですね、更に規模の拡大をするというようなことでございます。また渡人につきましては、全て同じ集落内の方であります。まず5番の案件ですが、渡人につきましては、以前から受人に賃貸しているということで、今回売却することになったそうです。次に6番ですが、渡人の方は5番の案件と同じく、受人の方に耕作依頼をしていたということで、今回売却の件がきたことから売ることにしたということでございます。飛んで24番ですが、渡人の方が現在の耕作者は受人とは異なると言っておりましたが、今回売却の話がありまして、受人の方に売却するということでありました。最後に20番の案件ですが、これについては、先程の3件とは別件ですが、同じく所有権移転でございます。渡人についてはですね、1月末に他界しまして、その相続人3名について本人確認をしてあります。相続人である妻と長男は同居をしており、次男については近くに住んでおります。受人の居住地の隣の畑が申請地であり、売却するということでございました。また受人については、申請地の西側に居住していることから、何かと利用したいというようなことで求めたものだということでもあります。すべて許可相当と思いますが、更なるご審議をお願いします。以上です。

議 長

8番をお願いします。

齊藤一弥

13番、齊藤です。

委員

8番と12番を報告します。1月30日に書類審査をいたしまして、その後電話で確認いたしました。まず8番ですが、先月この譲渡人の申請がございました。譲渡人は現在、埼玉県の方に居住しております。旦那さんを亡くされて、娘さんの所で一緒に同居しているということで、元の住居並びに田畑を処分したいということで、先月の売買と今回の売買とで、全て償却が終わる予定だそうです。受人の方は、その隣接する東側にこの代表の方がお住まいで、周囲の畑を求めまして野菜作りをするということでした。続きまして12番ですが、受人は地域の担い手でございます。この土地は、集団転作で以前から受人が耕作していた土地だそうです。振興公社を通しての売買ということで、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

9番をお願いします。

齊藤秀樹  
委員

7番、齊藤が9番、10番、2つ飛んで13番と14番をご報告します。

まず9番ですが、受人が耕作していた農地でした。受人は、大規模な担い手農家です。渡人は遠方に住んでまして、農地を処分したいとのことで、売買したとのことでした。次に10番ですが、渡人とは連絡がとれなかったのですが、受人に聞いた内容では、昔から耕作してきた土地で、渡人より売りたいとの相談がありまして、規模拡大のために売買したとのことでした。続いて13番ですが、こちらは受人が元から耕作していた土地でして、受人は後継者もいる担い手農家です。振興公社との売買になりますので、問題ないと思われまして、続きまして14番です。受人は大規模な担い手農家です。昔から耕作していた農地でありまして、またこちらも渡人が振興公社ですので、問題ないと思われまして、以上4件、9番、10番、13番、14番の案件は、許可相当と思われまして、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

15番をお願いします。

稲見  
くに子  
委員

8番、稲見です。

15番について報告します。1月31日に書類審査を行いました。また、受人渡人に話をお聞きしました。渡人の畑が耕作放棄地のようになっていたのを受人がきれいにしてくれたとのことです。渡人は、ハウス1本にしたいとのことで、受人に買ってほしいということをお話したところ、気持ち良く買っていただけるといふことで、話がまとまったそうです。書類にも問題なく、許可相当かと思われまして、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

16番をお願いします。

宮崎亨  
委員

14番、宮崎です。

16番、17番を報告します。1月30日に書類審査を行い、後日、電話にて2件共に確認をいたしました。渡人は双方共、申請地への耕作農道がないので、

受人の土地を借りて通っていたそうですが、地代を払いに行った時に、受人から譲ってくれないかという話があり、売買に至ったそうです。受人にも確認しましたが、規模拡大をしたいということで、譲り受けたということでもあります。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 18 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員

18 番の議案を報告いたします。先月の 30 日に書類審査をし、後日、双方に確認をとりました。受人宅は、渡人の実家なんですね。地番が前後して住んでいる状態なんですけど、渡人の方でもう管理ができないということで、実家である受人が、他の人の手に渡るよりは、自分が有償で求めたいということで、この申請になりました。許可相当と思いますので、皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 19 番をお願いします。

坂入進 24 番、坂入です。

委 員

3 条の 19、22、23 番を報告します。まず 19 番につきましては、書類審査後、本人に会いまして内容の確認をいたしました。親から子への所有権移転でありまして、何ら問題なく許可相当と思われまして。次に 22 番、23 番につきましては、後日電話にて内容確認を行いました。受人、渡人共に問題ないということでございまして、許可相当と思われまして、更なる皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 21 番をお願いします。

永井尚子 19 番、永井がご報告いたします。

委 員

1 月 30 日に書類審査を行い、後日、渡人受人に確認を行いました。この取引に間違いがないとのことでした。書類に不備もなく許可相当と思われまして、皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 54 号、受付番号 4 番から 10 番、及び 12 番から 24 番を採決いたします。



す。

議案第 54 号、受付番号 4 番から 10 番、及び 12 番から 24 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 54 号、受付番号 4 番から 10 番、及び 12 番から 24 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

それでは、信田主任よりご説明を申し上げます。

議案第 55 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番は保留となります。

2 番、権利：所有権移転有償、所在：西方字新畑、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,831 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：筑西市嘉家佐和、譲受人又は借主：広島県広島市西区楠木町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 121m、国道 294 号線の西側約 1.2 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

3 番、所有権移転有償、直井字直井、畑、畑、1,103 m<sup>2</sup>、筑西市下中山、大阪府大阪府中央区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 187m、県道筑西つくば線の東側約 579m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

4 番、賃貸借権、倉持字東宿通、畑、畑、2,720 m<sup>2</sup>、土浦市中神立町、筑西市丙、太陽光発電設備。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約 139m、県道筑西つくば線の北西側約 1 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5 番、所有権移転有償、船玉字南原、畑、畑、212 m<sup>2</sup>、筑西市船玉、筑西市船玉、駐車場。

事務局長  
信田主任

申請地は、県道結城下妻線の南側約 149m、県道明野間々田線の北側約 209m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地北側の住宅にて暮らしております。都合により単身で生活をしなければいけなくなったことで、子の家族が戻り一緒に暮らすこととなりました。戻るにあたり、駐車場が不足するため、新たに駐車場を設けるべく申請するものです。

6 番、使用貸借権、舟生字下宿、畑、畑、499 m<sup>2</sup>、筑西市舟生、譲受人が同一住所で 2 名おります。筑西市舟生、自己住宅。

申請地は、筑西市関城支所の北西側約 710m、県道結城下妻線の東側約 1 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、妻と子の 5 人で夫の実家にて生活しております。子の成長に伴い手狭となったため住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 2 番よりお願いします。

高島敏男  
委 員

ナンバー 21 番、高島です。

案件の 2 番の報告をいたします。1 月 30 日に書類審査し、現地確認をいたしました。現地の方は雑地となっていて、草が生い茂っている、まあ枯れてはいますが、生い茂っている状態でした。また、この土地に入るための道路は、約 4 尺位で狭く、耕作不向きという感じはしました。電話で確認をしても、渡人の方は、トラクターも入れない耕作地なので、手離したいということをしていました。受人の方は、太陽光発電設備設置なのですが、小さい運搬車でも 1 回運んでしまえば工事はできるので、買うことに決めたそうです。ですから双方とも話し合いは、まったく問題なかったということでもあります。以上で許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

永井尚子  
委 員

19 番、永井がご報告いたします。

1 月 30 日に書類審査及び現地調査を行いました。その後、両者に電話で確認したところ、この取引に間違いはないとのことでした。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

齊藤秀樹  
委 員

7 番、齊藤が 4 番についてご報告いたします。

先月末に書類確認後、現地に赴き、その後、電話で確認をいたしました。この土地の周囲には、住宅、山林、太陽光設備がありました。渡人は、耕作してくれる人を探しましたが、見つからずに、ずっと耕作放棄地になっていました。

そこに受人から太陽光発電設備の話があり、今回の申請になったとのことでした。同行した委員さんたちも許可相当となりましたが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長           5 番をお願いします。

栗島菊雄       18 番、栗島です。

委 員           5 番を報告いたします。こちらは、受人渡人共、3 条の 18 番と同一人物です。受人の家族が増えるということで、駐車スペースが少ないことから今回の申請地を駐車場として、所有権移転有償で転用したいということです。内容は、事務局が先程説明してくれたとおりでありますので、申請のとおりで間違いのないことをご報告いたします。以上です。

議 長           6 番をお願いします。

栗島和子       3 番、栗島です。

委 員           6 番についてご報告いたします。先月の 30 日に書類審査並びに現地調査を行いました。その後、受人に確認しましたところ、お子さんの成長と共に住まいが手狭となり、今回の申請に至ったとのこと。問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長           調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員           「異議なし」

議 長           異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 55 号を採決いたします。

議案第 55 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 55 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 56 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
信田主任

それでは、信田主任よりご説明を申し上げます。

議案第 56 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：東保末字川房田、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：359 m<sup>2</sup>、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市東保末。

申請地は、県道明野間々田線の南側約 577m、国道 294 号線の東側約 1.9 k m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

番号 2 番、森添島字下原、畑、宅地、81 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 511 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、栃木県小山市大字羽川。

申請地は、県道結城二宮線の南側約 64m、筑西市立五所小学校の北側約 732 m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

齊藤秀樹  
委 員

7 番、齊藤がご報告いたします。

先月末に書類確認と現地確認、その際にご本人と会って話を聞きました。この土地は、先代が建てた家を孫が建て替えようとした際に、庭と納屋の一部が農地であったことが判明したそうです。20 年以上経過していることと、同行した委員さんたちも非農地証明の発行は可能と判断しましたが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いします。

議 長

2 番をお願いします。

柴保  
委 員

2 番、柴です。

2 番についてご報告申し上げます。去る 30 日に書類審査の後、現地調査に行きまして、現場を見ました。宅地の周り、鉤の手に申請の畑がありまして、30、40 年も経つような大きく太い立木もありました。非農地証明の発行は相当かと確認をしまりました。更なる審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 56 号を採決いたします。

議案第 56 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 56 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 57 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

ご説明申し上げます。議案第 57 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1 番、所在：小川字本田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：991 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積：3,964 m<sup>2</sup>、受人：筑西市伊讚美、経営面積：43,913.91 m<sup>2</sup>、労力総数及び稼働数：2、2、入札日：令和 5 年 2 月 17 日。

2 番、野殿字野殿、田、田、909 m<sup>2</sup>、筑西市野殿、1,964,689 m<sup>2</sup>、1、1、令和 5 年 2 月 17 日。

3 番、東榎生字東榎生、田、田、5,123 m<sup>2</sup>、筑西市野殿、1,001,950.64 m<sup>2</sup>、1、1、令和 5 年 2 月 17 日。

提案理由。競売（公売）に参加するにあたり、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3 条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番より願います。

柴保  
委 員

2 番、柴です。

1 番についてご報告申し上げます。去る 30 日に書類審査をし、後日、電話で確認をとりましたところ、買受適格証明は可能と判断します。更なる皆様の審議をよろしく願います。以上です。

議 長

2 番を願います。

高島敏男  
委 員

ナンバー 21 番、高島です。

ナンバー 2 と 3 の 2 件を報告いたします。1 月 30 日に書類審査を行いまして、

後日、電話をして確認いたしました。2番も3番も同じで、受人が今までにもその土地を耕作していたということだそうです。今回、また同じく都合で売りに出し、耕作していた所なので公売に参加したそうです。よって証明の発行は可能かと思えます。更なる皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第57号を採決いたします。

議案第57号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第57号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、決しました。

次に、議案第58号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

高島補佐 議案第58号につきまして、議案書の16ページをお願いいたします。議案第58号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和5年2月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画、総括表について説明いたします。契約開始日が令和5年4月1日となります。現況地目は田、畑です。更新分はございませんので、新規の10年以上のみになります。筆数176筆、面積448,297㎡となっております。詳細につきましては、別紙①の1ページから7ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 58 号を採決いたします。

議案第 58 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 58 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第 59 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

それでは、高島補佐、農政課野口補佐よりご説明を申し上げます。

議案第 59 号につきまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。

議案第 59 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課より説明いたします。

野口補佐

議案第 59 号について説明させていただきます。20 ページ、農用地利用配分計画（案）の総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画の（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付に関しましては令和 5 年 4 月 1 日が契約開始日でございます。総括表は、合計のみ朗読させていただきます。3 年未満の契約につきましては、3 筆、5,729 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、16 筆、57,738 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、4 筆、9,724 m<sup>2</sup>。10 年以上の契約、176 筆、448,297 m<sup>2</sup>。合計は、199 筆、521,488 m<sup>2</sup>でございます。明細については、別紙①のとおりとなっております。詳細の読上げは省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

只今、説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 59 号を採決いたします。

議案第 59 号は、原案どおり農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 59 号は原案どおり、農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、決しました。

次に、議案第 60 号「令和 5 年度農業労働力賃金標準額の設定について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案第 60 号、令和 5 年度農業労働力賃金標準額の設定について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙の議案第 60 号をご覧ください。

労働賃金については、一般作業 7,000 円、1 日 8 時間を基準としています。賃金 7,000 円の算定には別添配布しております別紙②の 2 ページの全国農業会所の統計、表 9 の農業臨時雇い賃金（1 日当たり支払総額）、農作業一般、一般・軽作業、令和 3 年全国平均 7,641 円を基に、茨城県の最低賃金が現在 911 円であることも踏まえて、7,000 円で提案させていただいております。実際に支払う金額は、作業の内容によって当事者間の話し合いで作業賃金を調整して頂くこととなります。続きまして、請負作業料金の料金でございます。金額は税込みとなっております。それでは作業別、金額の順に読みあげます。田耕起 5,500 円、畑耕起 5,500 円、代かき 11,000 円、苗代 1 箱あたり 880 円、田植えが植え付けのみで 8,000 円、麦播種 6,000 円ロータリーシーダー使用しております。稲刈取り 22,000 円、麦刈取り、蕎麦刈取り 14,000 円汎用コンバイン使用です。大豆刈取り 16,000 円汎用コンバイン使用です。レベラー 15,000 円、乾燥もみすり 880 円 玄米 30kg 当たり水分 18%以内の物になっております。作業料金の設定については、7 月に農協の担い手協議会と協議して設定しております。この作業料金は、農協でも公表しているものです。これを基にしまして、只今、説明いたしました金額でご提案させていただいております。また、この料金はあくまでも目安でありますので、作業の条件及び難易度等により、当事者間で話し合って作業料金を調整していただくこととなります。説明は以上です。ご審議の程、お願いいたします。



議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いいたします。</p>
栗島菊雄 農政企画 審議会 委員長	<p>18 番、栗島です。</p> <p>本日 1 時 10 分より開催いたしました農政企画審議会において、「令和 5 年度農業労働力賃金標準額の設定について」慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。</p> <p>議案第 60 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。</p>
委 員	<p>「異議なし」</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第 60 号を採決いたします。</p> <p>議案第 60 号は原案どおり、令和 5 年度農業労働力賃金標準額を設定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員。よって、議案第 60 号は原案どおり、令和 5 年度農業労働力賃金標準額を設定することに、決しました。</p> <p>つづいて、議案第 61 号「令和 5 年度貸借料情報の提供について」を上程いたします。</p> <p>議案について、事務局より説明願います。</p>
事務局長 高島補佐	<p>それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。</p> <p>議案第 61 号、令和 5 年度貸借料情報の提供について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙の議案第 61 号をご覧ください。</p> <p>平成 21 年の農地法の改正で標準小作料制度が廃止され、農地法第 52 条に基づき、法律的には拘束力のない貸借料情報として提供することになりました。これは単純に賃借権に基づく貸借料の標準的な金額を提供することになっております。しかし、賃借権のみで平均を算出しますと、現実の貸借料よりも高額になってしまいます。農業委員会がこのまま貸借料情報として公表いたしますと、その金額が実際の貸借料になってしまうという意見が以前にございました。そのようなことから、実際には使用貸借権による無料の貸し借りも多数ありますので、それを考慮して、使用貸借も含めて算出した金額を提案させていただいて、ご審議いただいた額を毎年公表しております。本日の 1 時 10 分からの農政企画審議会では審議されました金額を提案させていただきますのでご記入願いま</p>

す。10 a 当りの令和 5 年の年額でございます。地目田が金額 15,000 円、地目畑が金額 5,000 円でございます。この金額につきましては、お手元の資料別紙②の 3 ページをご覧ください。田の部の下の段と畑の部の下の段になります。こちらは令和 4 年 1 月から 12 月に公告された田の賃貸借 1,558 筆と使用貸借 62 筆の合計 1,620 筆、畑については、賃貸借 410 筆と使用貸借 212 筆の合計 622 筆のデータから、田、畑それぞれ平均額を算出しております。平均額は、田 15,958 円、畑 5,300 円でございます。この平均額をもとに、田 15,000 円、畑 5,000 円という金額を事務局から提案させていただきまして、農政企画審議会において審議していただいたものでございます。なお、この賃借料情報の金額は、あくまでも参考金額として情報提供するものでございます。地域により圃場条件等に違いがございますので、実際の賃借料は地主と耕作者のお互いの話し合いで金額を決定していただくこととなります。以上、田 15,000 円、畑 5,000 円のご提案となりますが、ご審議の程、お願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いいたします。

栗島菊雄  
農政企画  
審議会  
委員長

18 番、栗島です。

やはり本日 1 時 10 分より開催いたしました農政企画審議会において、「令和 5 年度賃借料情報の提供について」慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 61 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 61 号を採決いたします。

議案第 61 号は原案どおり、令和 5 年度賃借料情報を提供することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 61 号は原案どおり、令和 5 年度賃借料情報を提供することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 52 号から第 55 号を、事務局より説明願います。

事務局長

それでは、菊地課長よりご説明を申し上げます。

菊地課長

それでは 23 ページをお願いいたします。報告第 52 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。集合住宅 1 件、住宅敷地 1 件、合計 2 件です。

つづきまして、報告第 53 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅 1 件、住宅 1 件、宅地分譲 1 件、店舗 1 件、合計 4 件です。

つづきまして、28 ページをお願いいたします。報告第 54 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約 6 件を含む 37 件です。

つづきまして、報告第 55 号です。配付しております報告書別紙③をご覧ください。報告第 55 号、非農地判断について、令和 5 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。裏面をご覧くださいと思います。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになっております。先日の現地調査の際に各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員さんの皆様に確認をいただいております。詳細の朗読は、省略させていただきます。報告は以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 4 年度第 11 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年2月10日

議 長

署名委員

署名委員